

離職により住宅を喪失、または喪失するおそれのある方へ

# 住宅支援給付事業をご存知ですか？

## 住宅支援給付事業とは

離職者であって就労能力および就労意欲があり、住宅を喪失しているまたは喪失するおそれのある方を対象として、3カ月間を限度として住宅支援給付を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅および就労機会の確保に向けた支援です。※生活保護とは異なり、車両の所有に制限はありません。

**支給額** 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給（宜野湾市の場合）  
**単身世帯** 32,000円 **複数世帯** 41,000円 ※生活保護の住宅扶助特別基準に準拠  
**支給期間** 3カ月間 ※一定の条件により3カ月間の延長および再延長が可能



住宅支援給付を受けるには、次のような要件があります。（支給申請時に、要件すべてに該当する方が対象）

- ① 離職後、2年以内であって、65歳未満の方
- ② 離職前に主たる生計維持者であった方（離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ③ 就労能力および常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方または現に行っている方
- ④ 住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ⑤ 申請者および申請者と生計を一とする同居の親族の収入合計月額が次の金額である方  
**単身世帯** 8万4千円に家賃額※を加算した額未満  
**2人世帯** 17万2千円以内  
**3人以上世帯** 17万2千円に家賃額※を加算した額未満
- ⑥ 申請者および申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方  
**単身世帯** 50万円 **複数世帯** 100万円
- ⑦ 国の住居等困窮離職者等に対する雇用施策による貸付または給付等および自治体等が実施する類似の貸付または給付等を、申請者および申請者と生活を一とする同居の親族が受けていないこと
- ⑧ 申請者および申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと



## 住宅支援給付受給決定した際の義務

住宅支援給付受給期間中は、公共職業安定所での職業相談、住宅支援給付の支援員との面接、求人先への応募・面接など就職活動を行っていただきます。

問合せ:保護課 住宅支援給付担当 ☎893-4411 内線104

## 重度身体障害者住宅改造費助成事業の対象者が拡大されました！

### 重度身体障害者住宅改造費助成事業とは

※下線部分が今回新たに拡大された箇所

在宅の重度身体障害者の方が生活しやすいように、段差解消等の改造費の一部を助成する制度です。

### 対象者

身体障害者手帳1級・2級に該当する下肢機能障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）または視覚障害を有する者、難病患者等で、下記の所得区分に該当する者。

### 住宅改造の範囲

居室・浴室・台所・便所・階段昇降機・ホームエレベーター・その他

### 助成割合

- ① 生活保護世帯…基準額500,000円の10/10(500,000円)
- ② 市民税非課税世帯…基準額の9/10(450,000円)
- ③ 市民税所得割33,000円未満世帯…基準額の3/4(375,000円)
- ④ 市民税所得割33,000円以上103,000円未満世帯…基準額の3/5(300,000円)
- ⑤ 市民税所得割103,000円以上235,000円未満世帯…基準額の1/2(250,000円)

※市民税所得割235,000円以上の世帯は、助成の対象外。

詳しい内容については、障がい福祉課までお問合せください。



問合せ:障がい福祉課 ☎893-4411 内線161・162